

調査基準基本価格又は最低制限基本価格（工場製作を含むもの）

「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表1に掲げる**調査基準基本価格**及び「愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表に掲げる**最低制限基本価格**の計算式について、工場製作を含む工事にあつては以下のとおりとする。

なお、使用する積算基準、積算体系によって各費目の計上の仕方が異なるので、適用する計算式の選定にあたっては、工事の積算内容により判断すること。

1 鋼橋製作・架設工事

| |
|--|
| 工場製作のみ |
| (直接工事費×0.97+間接労務費×0.9+工場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ×1.1 |
| 架設工事のみ |
| (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ×1.1 |
| 工場製作+架設工事 |
| {直接工事費×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (工場管理費+現場管理費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1 |

2 機械設備等製作・据付工事（機械設備を含む工事）

| |
|---|
| 製作のみ |
| {直接製作費×0.97+間接労務費×0.9+ (工場管理費+設計技術費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1 |
| 据付工事のみ |
| {直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1 |
| 製作+据付工事 |
| {(直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (工場管理費+現場管理費+据付間接費+設計技術費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1 |

3 電気通信設備等製作・据付工事（機器単体費を含む工事）

| |
|--|
| 機器単体費のみ |
| (直接製作費×0.97+間接労務費×0.9+工場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ×1.1 |
| ※機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合 (機器単体費×0.92) ×1.1 |
| 工事費のみ |
| {直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1 |
| 機器単体費+工事費 |
| {(直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.9+ (工場管理費+現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68} ×1.1 |
| ※機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合 [(機器単体費×0.92) + {直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+ (現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.68}] ×1.1 |

※ 算定においては、**費目ごとに**所定の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計に1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。